

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第380号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月29日（日） 14時35分ごろ	
発生場所	琵琶湖西岸沖 滋賀県大津市際川三丁目31番の沖300m付近 (概位 北緯35°02.5′ 東経135°52.1′)	
事故等調査の経過	平成21年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート フェイス FACE、6.65m 253-28551 滋賀、株式会社FACE B モーターボート ドラゴンファイヤー、3.51m 280-28328 滋賀、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	A 頸椎及び腰椎捻挫	
損傷	A 右舷中央部外板に小破口 B 船首部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、琵琶湖西岸沖においてえい航していたウエイクボーダー（以下「ボーダー」という。）が転倒したので停船し、旋回してえい航索をボーダーに渡すために南進中、B船は、船長が1人で乗り組み、A船に操船方法について注意するため、A船の至近で停船するつもりで東進中、平成21年11月29日14時35分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、琵琶湖西岸沖において南進中、転倒したボーダーに接近することに注意を奪われ、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、A船がボーダーのえい航を再開するまでにA船に接近しようとして東進中、安全な速力としなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、琵琶湖西岸沖において、A船が南進中、B船が東進中、A船が適切な見張りを行わず、また、B船が安全な速力としなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	